

郡山市消防団サポート事業実施規則

(目的)

第1条 この規則は、郡山市消防団員及び郡山市消防団員と同居する家族（以下「消防団員等」という。）に対する優遇措置を実施する市内の事業所、店舗等（以下「事業所等」という。）を認定し、消防団員等の福利厚生を充実させることにより、消防団員の継続的な確保を図り、もって地域防災力の向上及び地域の活性化に資することを目的とする。

(申請)

第2条 郡山市消防団サポート事業所（消防団員等に対して優遇措置を行う事業所等をいう。以下「サポート事業所」という。）として認定を受けようとする事業所等は、郡山市消防団サポート事業所認定申請書（第1号様式）により市長に申請するものとする。

(審査)

第3条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容について、次に掲げる基準に従い審査し、適合していると認めるときは、当該事業所等をサポート事業所として認定するものとする。

- (1) 明確な優遇措置が設けられていること。
- (2) 優遇措置が消防団員等を対象としていること。
- (3) 事業所等の取締役、執行役その他これらに準ずる者及び従業員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(認定証及び表示証の交付)

第4条 市長は、前条の規定によりサポート事業所を認定したときは、認定証（第2号様式）及び表示証（第3号様式）を交付するものとする。

(表示証の表示等)

第5条 サポート事業所は、交付を受けた表示証を当該事業所等の見やすい場所に掲示するものとする。

- 2 サポート事業所は、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、ウェブサイト等にサポート事業所である旨を表示することができる。この場合において、サポート事業所は、表示証の写しを拡大し、又は縮小して使用することができる。

(変更等の届出)

第6条 サポート事業所は、当該認定に係る内容を変更し、又は廃止しようとするときは、郡山市消防団サポート事業所（内容変更・廃止）届出書（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

(認定の取消し等)

第7条 市長は、サポート事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する基準を満たさないこととなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。
- (3) サポート事業所として適当でないと認めるとき

- 2 サポート事業所は、前項の規定による認定の取消しを受けたとき、又は前条の規定による廃

止の届出をしたときは、速やかに認定証及び表示証を市長に返還しなければならない。

(公表)

第8条 市長は、サポート事業所の名称、所在地、優遇措置の内容その他の事項について、市のウェブサイト等により公表するものとする。

(消防団員・家族カードの交付)

第9条 市長は、郡山市消防団員に消防団員・家族カード（第5号様式）を交付するものとする。

2 前項の規定により交付を受けたカードのほか、郡山市消防団員は、同居する家族が使用するための消防団員・家族カードの交付を受けようとするときは、消防団員・家族カード交付申請書（第6号様式）により市長に申請するものとする。この場合において、当該カードは、郡山市消防団員の属する世帯につき1枚交付するものとする。

(消防団員・家族カードの再交付)

第10条 郡山市消防団員は、交付を受けた消防団員・家族カードを紛失し、破損し、又は汚損したときは、消防団員・家族カード再交付申請書（第7号様式）により市長に当該カードの再交付を申請することができる。

(消防団員・家族カードの返還)

第11号 郡山市消防団員は、郡山市消防団を退団したときは、速やかに消防団員・家族カードを市長に返還しなくてはならない。

(遵守事項等)

第12条 消防団員等は、サポート事業所において優遇措置を受けようとするときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) サポート事業所で優遇措置を受けるときは、消防団員・家族カードを提示すること。
- (2) サポート事業所から求めがあったときは、身分証明書を提示すること。
- (3) 消防団員・家族カードを他人へ貸与し、若しくは譲渡し、又は不正に使用してはならないこと。
- (4) サポート事業所が提供する優遇措置以外のサービスを要求しないこと。

2 市長は、消防団員等が前項の規定に違反したときは消防団員・家族カードの返還を命じることができる。

(交付台帳の整備)

第13条 市長は、郡山市消防団サポート事業所認定証交付台帳（第8号様式）及び消防団員・家族カード交付台帳（第9号様式）を整備するものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 サポート事業所の認定を行うために必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。